



VOL.47

# トクちゃん新聞

## 11月号

インフルエンザの予防  
接種をしてきます！



平成22年11月9日  
徳野会計事務所

〒530-0041  
大阪市北区天神橋2-3-8  
MF南森町ビル3階

TEL: 06-6809-2205  
FAX: 06-6809-2206  
URL: <http://www.ft-tax.com/>  
mail: info@ft-tax.com

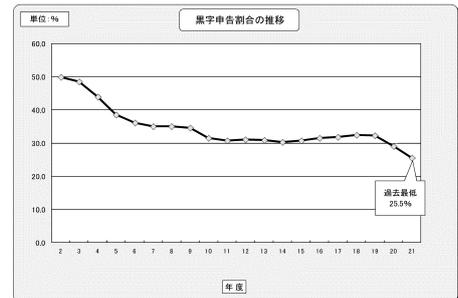


### よりひと言

12月の税制改正大綱発表に向けて、改正内容の各論が議論され、連日新聞に掲載されるようになってまいりました。

- ・法人税率の引き下げ
- ・配偶者控除に所得制限
- ・**繰越欠損控除に制限**
- ・更正請求期間を1年から3年に伸長 等々

どれもこれも、中小企業経営者に大きく影響するものばかりです。企業の国際間競争で足かせになっている「高い法人税率」を下げるという命題があり、どうしても課税ベースの拡大という発想のようです。一方で、先日発表がありました、日本の企業のうち、**税金を納めている企業は25.5%**に過ぎないそうです。繰越欠損控除に制限を設けるといってもここから来ているようです。過去、業績が悪くて回復基調に入った企業が、従来心配しなくてよかった税金の心配をする必要が出てくる可能性もあるわけです。今後の改正情報にご注目ください。



国税庁HPより  
<http://www.nta.go.jp/kohyo/press/>

### ◆税務情報

担当: 池田

#### 交際費等から除かれる「1人当たり5,000円以下の飲食費」について

次の3つの要件を満たす飲食費については損金不算入となる交際費から除かれます。

- ①取引先の接待等のための費用で**社内飲食費でないこと**。
- ②**1人当たり5,000円以下**の支出であること。  
(消費税額は、税込経理の場合は支出額に含め、税抜経理の場合は除いて判定する。)
- ③**日付・参加者名・人数・金額・飲食店名などを記載した書類を保存しておくこと**。

以上の3つの要件についてですが、よく勘違いされているのが

- ①の要件で**社内の方だけの飲食費は該当せず**、社内飲食費は福利厚生費が課税される交際費かの判定を行うこととなります。
- ③の書類の保管については**その飲食費の領収証に参加者名、人数を直接記入**しておくのが管理しやすいと思います。

又、交際費から除かれた飲食費の経理処理の勘定科目は「**会議費**」等を使用し課税対象交際費と区分しておくとうわかりやすいと思います。

尚、金額の分割、相手名や参加者人数を偽って記載した場合等は、**事実の偽装隠蔽**にあたりますのでご注意ください。



### ◆PART 2 採用 (employment)

担当: 杉山

企業にとっていい人材というのは、世間で言われる、いい学校を卒業した人でも、学業成績が優秀な人でも、一流の会社に勤めていた人でもありません。**心の中に種火を持っていて、自分で自分のやる気に火をつけられる人が、いい人材**だと永守社長は書かれています。

そこで創業期に、以下のような型破りな採用試験を採用されています。

- 早飯試験(早く食べ終わった順に採用)
- 試験会場に到着した者から順に採用
- 大声試験(声の大きい人から順に採用)
- 便所掃除試験

当時は世間からひんしゆくを買われたそうですが、現在会社で幹部社員となって活躍されているのはこうした試験で採用された人達だそうです。とても面白い結果ですね！

成績を度外視した採用試験をされたわけですが、学校の成績表は当然提出してもらっており預かった成績表は開封せずそのまま金庫に保管されたそうです。

5年後にこの成績表を見て、入社後の本人の企業内での成績と比較されたそうです。

その結果、**学校の成績と会社での成績はまったく無関係**なことが年とともに明らかになり、

会社の採用方法が間違っていなかったと自信をもたれたそうです。

中小企業では何かユニークな採用方法・採用基準を考える必要があります。

## ◆税務スケジュール



11月10日(水)

- ・10月分 源泉所得税の納付
- ・10月分 住民税の納付(特別徴収)



11月30日(火)

- ・9月決算法人 確定申告
- ・3月決算法人 中間(予定)申告
- ・10月分社会保険料
- ・所得税予定納税 第2期分
- ・個人事業税 第2期分
- ・労働保険料 第3期分

担当: 岡村

ご案内

年末調整資料送付は、**11月30日(火)まで**に  
お願いいたします。

## ◆弥生会計のバージョンを最新に!

担当: 岡村

皆様が利用されている弥生会計のバージョンは何でしょうか。  
現在の最新は**弥生会計10**、年明けには**弥生会計11**が発売される予定です。  
古いバージョンをお使いの場合は、税制改正などのため、お客様が作成された会計データをそのまま利用することが出来ず、弊社で最新バージョンへデータを変換し、申告書作成を行っております。  
弊社は、弥生の**PAP会員**として弥生へ登録しておりますので、現在古いバージョン使用されている場合は、**弊社にて手続きすれば新規購入されるよりも格安で最新バージョンを入手することが出来ます。**  
是非、この機会に最新バージョンへの変更をご検討ください。  
**弥生会計2000以降をご利用されている場合 → 弥生会計10Pro へのアップグレード 29,800円(税込)**  
詳しくは、徳野会計までご連絡をお願いします。



## ◆融資情報

担当: 徳野

### ● 23年4月以降の保証協会付融資

銀行借入はいろいろな種類がありますが、①プロパー融資 ②保証協会付融資 という区分ができます。



- ①は、銀行が融資先と様々な条件で契約する融資。
- ②は融資そのものは銀行がしますが、万一返済が滞った場合に債務者に代わって保証協会が銀行に返済するというものです  
もちろん債務者は借金がなくなるわけではなく、保証協会から請求されます。

この保証協会が保証する部分ですが、本来80%のところ、現状100%となっています。つまり銀行は、万一の場合にも貸倒リスクがないわけです。**この100%保証という制度が、来年3月に期限切れ**となり、本来の80%に戻る予定です。そうすると、当然、各金融機関は**来年4月以降の融資の際、より慎重に審査をすることになる**と考えられます。結果、会社の業績は以前と変わらないに関わらず、以前は借りられたものが借りられなくなる可能性も出てくると考えられます。



ですので、**保証協会付の融資をお考えの方は、23年3月までに実行するようなスケジュールで動いておくほうが無難**ということになります。すでに保証協会の融資を受けていらっしゃる場合であっても、**返済していればその分、ワクがあいているはず**です。

## ◆スタッフより

担当: 池田

8月2日に入社いたしました池田邦彦です。  
28年間会計事務所勤務後、2年間NPO法人等の運営を手伝いながら自由業をしておりました。このたび徳野会計事務所にご縁を頂き勤務させていただくことになりました。  
2年間の自由業でいろいろな「気づき」をいただき、これから新たな目標に向かっていく人生を、新たな気持ちで楽しみたいと思っております。  
54歳の新人ですが **オールドルーキー**ということで宜しくお願い申し上げます。



昭和31年10月 大阪生まれ

趣味 **ソフトボール**: リーグ所属のクラブチームで監督兼選手をさせてもらっていますが、最近ベンチにいるのが一番落ち着きます。

**囲碁、麻雀**: 学生時代、父に教わり 最近、麻雀が復活しております。

**カラオケ**: お酒をすごく飲めそうに見られますが、お酒は弱くて、飲みに行っても一人で歌ってます。

他、**ゴルフ、鮎友釣、神社仏閣巡り、家族旅行**

## ◆税務クイズ

担当: 赤松

### ペイオフ発動による損害は税法上救済措置を受けられる?

2010年9月10日、**日本振興銀行が破綻**し、初の**ペイオフ**が発動されました。私は個人事業者で、日本振興銀行に3,000万円の**定期預金**をしていました。1,000万円は保護の対象となりますが、残りの2,000万円については戻らない可能性が高いです。この場合、**税法上救済措置**を受けることはできますか?



× 受けることはできません。

①**所得税の雑損控除**→雑損控除の対象となる損失は、災害・盗難・横領を原因とするものに限られており、ペイオフによる損失はいずれにも該当しないため、雑損控除の対象なりません。

②**資産損失による必要経費**→個人事業主が不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業の用にかかる資産の損失であれば、該当するという表現になっており、この場合は定期預金の利子所得のため、該当しません。

